

2022 年 1 月 28 日

時価の算定に関する会計基準の適用指針の改正に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、2021 年 6 月 17 日に改正した企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」について、「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、公開草案及び会計基準等の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、2021 年 6 月 17 日に改正した企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」について、適正手続規則第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	第 22 条 第 3 項 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	2019 年 7 月に公表された企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」では、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」の公表後概ね 1 年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとしている。 これに基づき、第 433 回企業会計基準委員会（2020 年 5 月 14 日開催）及び第 155 回金融商品専門委員会（2020 年 6 月 18 日開催）より検討を開始した。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則とし	公開草案の公表（2021 年 1 月 18 日）まで、企業会計基準委員

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
会及び専門委員会の審議の状況	て一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	会において 8 回、金融商品専門委員会において 7 回の審議が行われた。詳細は（別紙 1）を参照のこと。 2020 年 5 月から 9 月の企業会計基準委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行われ（金融商品専門委員会は電話会議又はウェブ会議）、傍聴を認めなかった。 2020 年 10 月以後の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会はウェブ会議の傍聴を認めた。 なお、傍聴を認めなかった企業会計基準委員会も含め、企業会計基準委員会の審議の音声を財務会計基準機構のホームページで公開した。
	第 9 条 第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の 2 営業日前又は 3 営業日前の送付となった例があった。
	第 13 条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会ともに、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行った。
	第 14 条 第 5 項 委員が委員会を欠席した	企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において、書面

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	にて欠席した委員から意見が表明されることはなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第 21 条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案の検討にあたって、アウトリーチは実施していない。 なお、本テーマの検討は、投資信託協会の「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正の作業と同時に行われたため、当該改正作業に関連して、投資信託に関連する関係者（運用会社及び監査人）と意見交換が行われている。
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	2021 年 1 月 15 日開催の第 449 回企業会計基準委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員 13 名（委員総数 14 名、1 名欠席）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2021 年 1 月 18 日に公開草案が公表された。
	第 14 条 第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加する	

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	ことは認められない。	
公開草案の公開期間	第19条 第3項 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	コメント受付期間は、約2ヶ月（2021年1月18日から2021年3月18日まで）とした。

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況														
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	第 19 条 第 4 項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	公開草案に寄せられた意見は、2021 年 6 月 17 日に財務会計基準機構のホームページに掲載した。なお、寄せられたコメントは 13 件であり、内訳は以下のとおりである。 [団体等] <table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>6</td></tr><tr><td>監査人</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>9</td></tr></table> [個人] <table><tr><td>属性</td><td>提出者数</td></tr><tr><td>その他</td><td>4</td></tr><tr><td>合計</td><td>4</td></tr></table> また、公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、2021 年 6 月 17 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。	属性	提出者数	財務諸表作成者	6	監査人	3	合計	9	属性	提出者数	その他	4	合計	4
属性	提出者数															
財務諸表作成者	6															
監査人	3															
合計	9															
属性	提出者数															
その他	4															
合計	4															
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席	公開草案の公表後、企業会計基準委員会において 5 回、金融商品専門委員会において 3 回の														

況	数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	審議が行われた。詳細は（別紙 1）を参照のこと。審議は、いずれも一般に公開し、ウェブ会議の傍聴を認めた。
	第 9 条 第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の 2 営業日前又は 3 営業日前の送付となった例があった。
	第 13 条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会ともに、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議で行った。
	第 14 条 第 5 項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において、欠席した委員から書面にて意見が表明されることはなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査	公開草案に寄せられたコメントへの対応に関しては、コメントの内容が限定的であったため、アウトリーチは必要と認められなかった。

	人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	
再公開草案の必要性に関する審議の状況	第 19 条 第 5 項 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。	公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について 2021 年 5 月 31 日開催の第 458 回企業会計基準委員会及び 2021 年 6 月 14 日開催の第 459 回企業会計基準委員会において審議を行った。 審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	本改正適用指針は、2021 年 6 月 14 日開催の第 459 回企業会計基準委員会において出席委員 14 名全員（委員総数 14 名）の賛成により公表することが承認された。その後、2021 年 6 月 17 日に公表した。
	第 14 条 第 2 項 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第 28-2 項に出席委員数と賛成委員数を記載している。 なお、本改正適用指針の公表に反対した委員はいなかった。

	針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	
	第14条 第3項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。	本改正適用指針の公表に反対した委員はいなかったので、反対した委員の反対理由の記載はない。
	第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	委員の総数が出席して議決が行われた。

以 上

(別紙1) 企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の状況

公開草案の公表に関する企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第433回	2020年5月14日	・投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する検討 ・投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記に関する検討
第438回	2020年7月29日	
第444回	2020年10月22日	
第445回	2020年11月5日	
第446回	2020年11月19日	
第447回	2020年12月3日	
第448回	2020年12月24日	・公開草案の公表議決
第449回	2021年1月15日	

(金融商品専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第155回	2020年6月18日	・投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する検討 ・投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記に関する検討
第156回	2020年7月31日	
第160回	2020年10月12日	
第161回	2020年10月30日	
第162回	2020年11月17日	
第163回	2020年12月1日	
第164回	2020年12月18日	

公開草案公表後の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の状況

2. 公開草案公表後の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第455回	2021年4月13日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第456回	2021年4月30日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応

回数	開催日	審議内容
		・改正適用指針の文案の検討
第 457 回	2021 年 5 月 18 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・改正適用指針の文案の検討
第 458 回	2021 年 5 月 31 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・改正適用指針の文案の検討
第 459 回	2021 年 6 月 14 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・公開草案を再度公表する必要性の有無 ・改正適用指針の公表議決

(金融商品専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 165 回	2021 年 4 月 5 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 166 回	2021 年 4 月 23 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・改正適用指針の文案の検討
第 167 回	2021 年 5 月 13 日	・公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・改正適用指針の文案の検討

以 上